

指定共同生活援助事業所と日中活動サービス事業所の 同一敷地内の併設に関する取扱いについて

1 概要

本市では、指定共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）と日中活動サービス事業所の設置については、川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において、「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない」と定めており、現在、グループホームと日中活動サービス事業所の同一敷地内の併設を認めていないところであります。

一方、重度・高齢の障害者を対象とする日中支援型グループホームが創設され、当該グループホームでは日中及び夜間を過ごすことができ、基準との整合性が必ずしも取れていないことや、重度・高齢の障害者の地域移行の更なる推進を図る必要があることを踏まえ、家庭的雰囲気の下、地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保することや、日中活動サービス事業所への通所を通じて、自立して社会生活を送るための訓練の機会を確保することなどの基本的な考え方は維持したうえで、一定の条件下で、グループホームと日中活動サービス事業所の併設を認めることといたしました。

2 条件

①同一敷地内の日中活動サービス事業所の利用条件

- ・グループホーム利用者は、同一敷地内の日中活動サービス事業所を利用しないこと。

ただし、重度・高齢の障害者については、意向確認の結果、利用者及びその家族が同一敷地内の日中活動サービス事業所の利用を希望する場合であって、同一敷地内以外の日中活動サービス事業所を利用することが困難であると市が認めた場合は、利用者及びその家族の意向に基づき、サービス等利用計画並びに個別支援計画に位置付けた上で利用を可能とする。

②設備・構造上の条件

- ・各事業所が条例上必要な設備基準をそれぞれ満たしていること。
- ・各事業所が同一建物でなく、出入口が別々で、内部で行き来できないこと。
- ・各事業所の敷地をフェンス等で明確に分け、双方への移動時には公道を経由すること。

- ・ 設備・構造が重度・高齢の障害者に対応・配慮したものであること。

③管理・運営上の条件

- ・ 各事業所の管理・運営が独立していること。
- ・ 各事業所が条例上必要な人員基準をそれぞれ満たしていること。
- ・ 家族や地域住民、地域社会との交流が促進されるよう事業計画を定め、取組内容を記録すること。
- ・ 地域連携推進会議の開催、記録の作成・公表等を行うこと。

④その他

- ・ 実地指導等において各条件の適合状況を容易に確認できるよう、書類等を整備すること。

3 手続き

指定共同生活援助事業所と日中活動サービス事業所の併設による新規指定及び住居の移転・追加等による変更届を提出する際には、通常の提出書類に加え、「申出書」（様式１）を提出すること。

4 適用日

令和８年８月１日